

# 調査官室

だより

「家庭裁判所調査官」を知っていただくため、京都家庭裁判所調査官室から「調査官室だより」をお届けします。

## 家庭裁判所調査官とは

～家庭や非行の問題解決のプロフェッショナル～

- 家庭裁判所で働く国家公務員
- 学部不問、資格不要（採用後約2年の充実した研修あり）
- 家庭裁判所で扱う家庭内の紛争解決や非行少年の立ち直りを目指して、法律だけで割り切れない、一人ひとりが抱える人間関係や生活環境などの要素を考慮し、将来を見据えて、よりよい未来に向けた解決に貢献
- 当事者等との面接を中心に、家庭訪問や学校等訪問も実施
- 法的判断を行う前提として、客観的な事実に加え、心理的な事実（当事者や少年の心情等）や非言語的な情報（表情、しぐさ等）にも着目
- 法律に加えて、心理学、社会学、社会福祉学、教育学などの専門的な知見や技法を活用
- 収集した事実や情報を分析・評価し、裁判官に報告・意見提出

もっと詳しく知りたい方は→  
採用パンフレット  
(ページの下の方にあります)



調査官のやりがいとは？  
裁判所で働くということ。(動画)→



「家庭裁判所調査官」についてのご質問は、京都家裁企画係まで。  
電話：075-722-7211(内線455) ※平日午前9時～午後5時でお願いします。